

**【通所介護】**

**科学的介護推進体制加算  
算定のガイドブック**

# 目次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 科学的介護推進体制加算とは？・・・・・・・・・・・・ 4
- 科学的介護推進体制加算の単位数・・・・・・・・・・・・ 5
- 科学的介護推進体制加算の算定要件・・・・・・・・・・・・ 6
- 科学的介護推進体制加算を算定するまでの流れ・・・・ 7～13
- 科学的介護推進体制加算の留意点・・・・・・・・・・・・ 14～15
- 科学的介護推進体制加算のQ&A・・・・・・・・・・・・ 16～20

# はじめに

本資料をダウンロード頂きありがとうございます。  
います。

本資料は科学的介護推進体制加算について、算定に向けた前提となる情報を把握するために活用いただく資料となっています。

具体的な解釈や申請等については、公表されている最新情報をもとに、所轄官庁へお問い合わせいただきますようお願い致します。



# 科学的介護推進体制加算とは？

科学的介護推進体制加算とは、通所系サービス、施設系サービス、居住系サービス、多機能系サービスなど様々な介護サービス種別において、介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進し、介護サービスの質の向上を図るために、令和3年度の介護報酬改定にて創設された加算です。

これまでのCHASE・VISITと分かれて運用されてきたシステムを新たに

『**LIFE（科学的介護情報システム）**』

として統一し、一体的に運用することになりました。

この『LIFE』へのデータ提出とフィードバックの活用は、科学的介護推進体制加算の算定用となっているだけでなく、個別機能訓練加算、ADL維持等加算、栄養アセスメント加算、口腔機能向上加算といった幅広い種類の加算において算定要件の一部になっています。

今後、『LIFE』を活用することは、通所介護の経営に大きなメリットがあると言えますので、科学的介護推進体制加算の算定要件である『LIFE』の活用について把握しておきましょう。

# 科学的介護推進体制加算の単位数

加算の種類	単位数
科学的介護推進体制加算	40単位/月

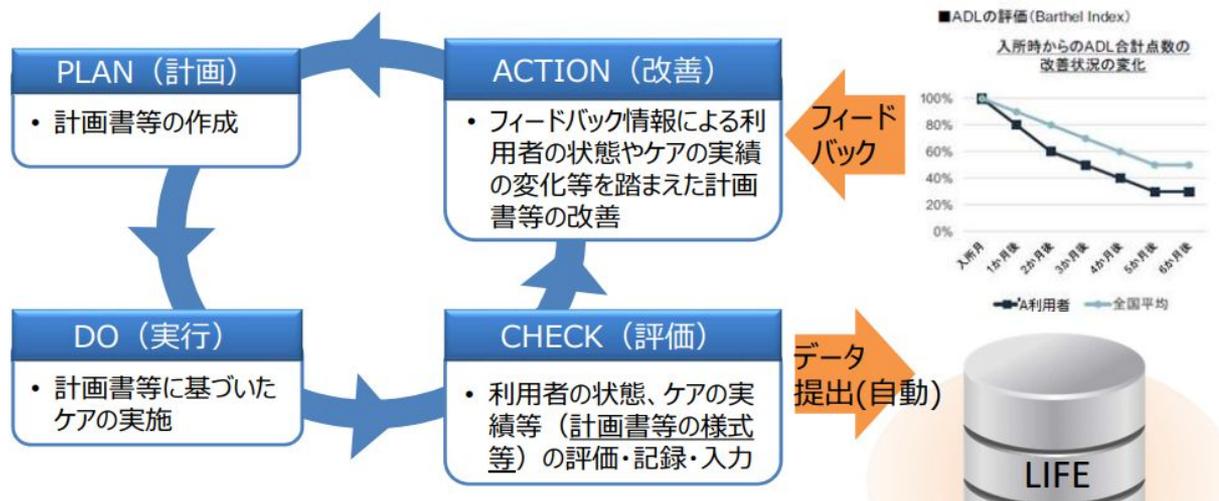
## 【参考】

- 対象となる利用者が月に50人いる場合  
 $50人 \times 40単位 \times @10円 \Rightarrow 月2万円$
- 対象となる利用者が月に100人いる場合  
 $100人 \times 40単位 \times @10円 \Rightarrow 月4万円$

# 科学的介護推進体制加算の算定要件

以下の要件をすべて満たすこと。

- 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出していること。
- 必要に応じて通所介護計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。



※厚生労働省「科学的介護情報システム (LIFE) について」より画像引用

# 科学的介護推進体制加算を算定するまでの流れ

①LIFEの利用申請・登録



②所轄官庁への届出



③利用者・家族への説明、同意



④LIFEへのデータ提出



⑤LIFEのフィードバックの活用

# 科学的介護推進体制加算を算定するまでの流れ

## ① LIFEの利用申請・登録

LIFEを利用するまでの流れ

①LIFEの新規利用申請



②厚生労働省からハガキを受け取る



③初回ログインIDの設定

- 管理者のID・パスワード登録
- 一般ユーザー（操作職員）のID・パスワード登録



④利用者情報・様式情報の登録。

- 介護ソフトからのCSVデータ取込
- 入力フォームへ直接入力

※LIFEの申請はこちらから (<https://life.mhlw.go.jp/login>)

# 科学的介護推進体制加算を算定するまでの流れ

## ② 所轄官庁への届出

科学的介護推進体制加算を算定する際は、所轄官庁へ以下のような提出書類を届け出る必要があります。

### 提出を求められる書類

- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書  
⇒ 「事業所の基本情報」、「加算・体制の異動情報」を記載。
- 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表  
⇒ 「科学的介護推進体制加算」の有無、「LIFEへの登録」の有無を記載。

※書類名等は例示です。具体的な提出書類は所轄官庁へお問い合わせください。

# 科学的介護推進体制加算を算定するまでの流れ

## ③ 利用者・家族への説明、同意

契約の重要事項説明書には、加算について記載する欄があるので、科学的介護推進体制加算について記載し、内容を利用者・家族へ説明し、同意を得ることになります。

### 【重要事項説明書の記載例】

加算	単位数	算定回数等
入浴介助加算（Ⅰ）	〇〇単位	1日あたり
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	〇〇単位	1日あたり
ADL維持等加算（Ⅰ）	〇〇単位	1月あたり
科学的介護推進体制加算	〇〇単位	1月あたり
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	〇〇単位	1回あたり
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	〇.〇%	1月あたり
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	〇.〇%	1月あたり

# 科学的介護推進体制加算を算定するまでの流れ

## ④-1 LIFEへのデータ提出（項目）

「科学的介護推進に関する評価（通所・居住サービス）」の様式の項目についてデータを提出する必要があります。

必須の項目	任意の項目
<ul style="list-style-type: none"><li>● 評価日・前回評価日</li><li>● 障害高齢者の日常生活自立度</li><li>● 認知症高齢者の日常生活自立度</li><li>● ADL</li><li>● 身長・体重</li><li>● 口腔の健康状態</li><li>● 誤嚥性肺炎の発症・既往</li><li>● 認知症の診断</li><li>● DBD13の一部の項目</li><li>● Vitality Indexの意思疎通</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 既往歴</li><li>● 服薬情報</li><li>● 同居家族等の情報</li><li>● 家族等が介護できる時間</li><li>● 在宅復帰の有無等</li><li>● 褥瘡の有無</li><li>● DBD13の一部の項目</li><li>● Vitality Indexの意思疎通以外の項目</li></ul>

※任意の項目についても、必要に応じて提出することが望ましいとされています。

# 科学的介護推進体制加算を算定するまでの流れ

## ④-2 LIFEへのデータ提出（提出頻度）

### 『LIFE』へのデータ提出の頻度

『LIFE』へのデータは、以下の月の**翌月10日まで**に提出します。

- 加算を算定しようとする月に既に利用している利用者は、算定開始月
- 新規利用者は、サービス利用開始月
- 算定開始月またはサービス利用開始月のほか、少なくとも6月ごと
- サービス利用終了月

### 令和3年度のデータ提出期限の猶予

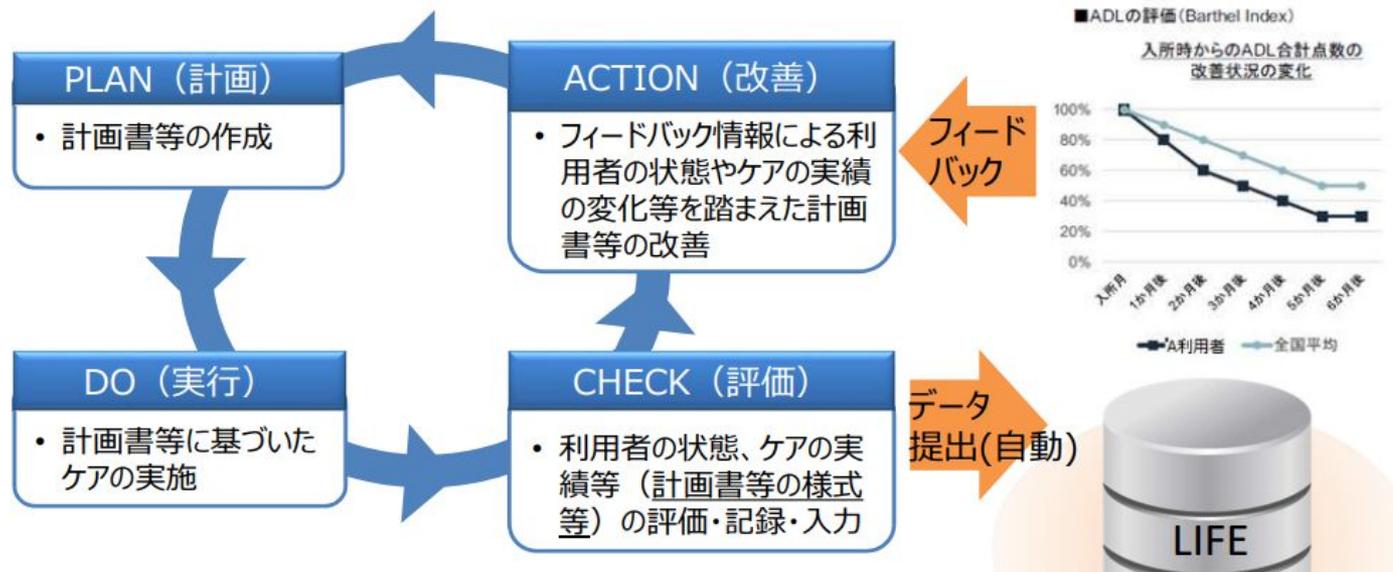
令和3年度においては、介護記録システム等を導入するために時間を要する等の事情のある事業所について、計画を提出することによって下記の猶予期間の適用を受けることができます。

- 令和3年4～9月末日までに算定開始の場合、算定開始月の5月後の月
- 令和3年10月～令和4年2月末日までに算定開始の場合、令和4年3月

# 科学的介護推進体制加算を算定するまでの流れ

## ⑤ LIFEのフィードバックの活用

- サービスの質の向上を図るため、利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定（Plan）、支援の提供（Do）、支援内容の評価（Check）、栄養管理の内容の見直し・改善（Action）のPDCAサイクルにより、サービスの質の管理を行うこと。



※厚生労働省「科学的介護情報システム（LIFE）について」より画像引用

# 科学的介護推進体制加算の留意点

## 留意点①

科学的介護推進体制加算は、**原則として利用者全員を対象**としています。

そのため、通所介護の利用者全員について、『LIFE』へのデータ提出を行うこととなりますが、やむを得ない場合には、すべてのデータを提出していなくても加算を算定できるとされています。

### 【やむを得ない場合の例】

- 通所サービスの利用者について、情報を提出すべき月において、月の中旬に評価を行う予定であったが、緊急で月初に入院することとなり、利用者について情報の提出ができなかった場合
- データを入力したにも関わらず、システムトラブル等により提出ができなかった場合

# 科学的介護推進体制加算の留意点

## 留意点②

情報を提出すべき月に情報の提出を行っていない場合、届出を提出し、情報を提供していない事実が生じた月のサービス提供分から情報の提出が行われた月の前月までの間について、利用者全員について加算を算定できません。

例) 4月の情報を5月10日までに提出を行っていない場合は、4月サービス提供分から算定ができない。

ただし、LIFEの対応の遅延等の理由により、データの提出に猶予が必要だと認められる場合、令和3年6月サービス提供分まで（提出期日は8月10日まで猶予）は、計画書を提出し、「できるだけ早期に提出」することで、加算を算定できるとされています。

### 【データ提出に猶予が必要な理由】

- 新規利用申請に係るはがきの発送が遅延した。
- ヘルプデスクからの回答がない又は解決に至らない。
- 新たに事業所番号を取得する事業所等のため新規申請ができない又は新規利用申請に係るはがきの発送が遅延した。

# 科学的介護推進体制加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問16

Q.

要件として定められた情報を「やむを得ない場合を除き、すべて提出すること」とされているが、「やむを得ない場合」とはどのような場合か。

A.

やむを得ない場合とは、例えば、通所サービスの利用者について、情報を提出すべき月において、当該月の中旬に評価を行う予定であったが、緊急で月初に入院することとなり、当該利用者について情報の提出ができなかった場合や、データを入力したにも関わらず、システムトラブル等により提出ができなかった場合等、利用者単位で情報の提出ができなかった場合がある。

また、提出する情報についても、例えば、全身状態が急速に悪化した入所者について、必須項目である体重等が測定できず、一部の情報しか提出できなかった場合等であっても、事業所・施設の利用者又は入所者全員に当該加算を算定することは可能である。

ただし、情報の提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておく必要がある。

# 科学的介護推進体制加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問17

Q.

LIFEに提出する情報に、利用者の氏名や介護保険被保険者番号等の個人情報が含まれるが、情報の提出に当たって、利用者の同意は必要か。

A.

LIFEの利用者登録の際に、氏名や介護保険被保険者番号等の個人情報を入力いただくが、LIFEのシステムにはその一部を匿名化した情報が送られるため、個人情報を収集するものではない。そのため、加算の算定に係る同意は必要ではあるものの、情報の提出自体については、利用者の同意は必要ない。

# 科学的介護推進体制加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問18

Q.  
加算を算定しようと考えているが、例えば入所者のうち1人だけでも加算の算定に係る同意が取れない場合には算定できないのか。

A.  
加算の算定に係る同意が得られない利用者又は入所者がいる場合であっても、当該者を含む原則全ての利用者又は入所者に係る情報を提出すれば、加算の算定に係る同意が得られた利用者又は入所者について算定が可能である。

# 科学的介護推進体制加算のQ&A

## 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.5) 令和3年4月9日 問4

Q.

LIFEに提出すべき情報は「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老老発0316第4号）の各加算の様式例において示されているが、利用者又は入所者の評価等に当たっては、当該様式例を必ず用いる必要があるのか。

A.

・「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老老発0316第4号）においてお示しをしているとおり、評価等が算定要件において求められるものについては、それぞれの加算で求められる項目（様式で定められた項目）についての評価等が必要である。

・ただし、同通知はあくまでもLIFEへの提出項目をお示ししたものであり、利用者又は入所者の評価等において各加算における様式と同一のものをを用いることを求めるものではない。

# 科学的介護推進体制加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.10) 令和3年6月9日 問3

Q.  
サービス利用中に利用者の死亡により、当該サービスの利用が終了した場合について、加算の要件である情報提出の取扱い如何。

A.  
当該利用者の死亡した月における情報を、サービス利用終了時の情報として提出する必要があるが、死亡により、把握できない項目があった場合は、把握できた項目のみの提出でも差し支えない。